

子育て

保育所等保育料の減免

被災した方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

対象 地震により住宅に全壊および半壊の被害を受けた方
※前年所得による制限があります。

必要書類 「住家」のり災証明書(コピー可)

申込み 区役所保健子ども課へ

詳しくは、保育幼稚園課(☎096-328-2568)または区役所保健子ども課へ

教科書・学用品の支給

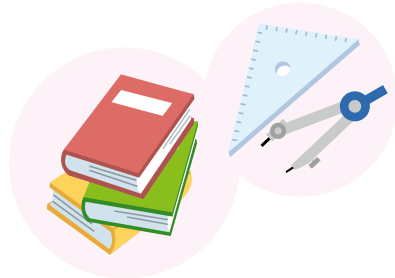
対象者 住家の全壊、半壊により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学生～高校生

対象品目 教科書(教育委員会の承認を受けている準教科書などの教材)、文房具、通学用品、その他の学用品、運動靴、体操着、ハーモニカなどの楽器など

内容 対象品目を現物支給

※被害状況の判断は、各区税務課による家屋調査によるものとします。

申込み 在籍する学校を經由して、申請書を提出



(学務課 ☎096-328-2716)

熊本地震に伴う校区外通学は市教育委員会へ申立てを

市教育委員会では、下記の理由により校区外通学が相当と認める場合は、許可を行います。就学許可は、市教育委員会へ申立てを行うことが必要です。

■ 市内間転居

- 家屋の損壊などにより校区外に転居した場合、全学年を対象に卒業まで就学を認める。
- 家屋の損壊などにより校区外に転居した後、再度、別の校区へ転居した場合、全学年を対象に卒業まで就学を認める。

■ 市外転居など

- 家屋の損壊などにより市外へ転居した場合、全学年を対象に年度内の就学を認める。
- 家屋の損壊などにより市外へ転居後、市内の別校区へ転入した場合、全学年を対象に卒業まで就学を認める。

詳しくは、学務課(☎096-328-2716)へ

障がい

福祉用具の再給付

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象者 障害者手帳を持つ方で、今回の地震で以前本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

給付対象品 障がい者日常生活用具(介護用ベッド、入浴補助器具、たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、ストーマ装具 など)

補装具(車いす、電動車いす、歩行器 など)

必要書類 印鑑、障害者手帳など(申請内容により、その他必要書類があります)

詳しくは、区役所福祉課へ

障がい福祉関係サービス利用者負担免除

対象者 障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方で、熊本地震で被災し以下のいずれかに該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者の行方が不明である
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

内容 平成28年7月サービス利用分まで利用者負担の免除

申込み サービスを利用した施設・事業所へ申告

詳しくは、右記担当課へ

対象サービス	担当課
障害福祉サービス	障がい保健福祉課 ☎096-328-2519
障害児通所支援	
補装具	
日常生活用具	児童相談所 ☎096-366-8181
障害児入所支援	

介護保険関係

介護保険料の減免

対象 65歳以上の方で、世帯主または本人が地震などにより住宅などについて著しい損害(全半壊程度)を受けた方

※前年の世帯全員の合計所得金額が600万円以下の方に限ります。

内容 保険料の段階によって減免割合は異なります。

必要書類 「住家」のり災証明書(コピー可)、印鑑

申込み 区役所福祉課へ

介護保険サービス利用料の減免

対象 介護保険サービスについて利用者負担のある方で、熊本地震で被災し以下のいずれかに該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ・主たる生計維持者の行方が不明である
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

内容 平成28年7月サービス利用分まで利用者負担の免除

申込み サービスを利用した施設・事業所へ申告

介護保険特定福祉用具の再購入

今回の地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損などにより使用できなくなった方。

※購入の前に事前申請が必要です。以前購入した事業所に相談いただくか、以下問合せ先におたずねください。

給付種目 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

必要書類 申請書、理由書、購入するもののカタログ、ケアプラン一式、破損状況が分かる写真など
※申請内容によっては、その他必要書類があります。

その他、手続きの詳細については市ホームページに掲載しています。

詳しくは、高齢介護福祉課(☎096-328-2347)または区役所福祉課へ